各務原市母子健康手帳アプリ・乳幼児健診デジタル問診票
導入及び運用業務委託仕様書

１．業務名

各務原市母子健康手帳アプリ・乳幼児健診デジタル問診票導入及び運用業務委託

２．契約期間

契約締結日から令和１２年２月２８日までとする。

３．運用開始時期

（１）母子健康手帳アプリ

各務原市母子健康手帳アプリ（以下「本アプリ」という。）の運用開始時期は、令和８年２月１日とする。

ただし、令和８年１月３１日までに、本アプリ構築及び各務原市（以下「当市」という。）職員への操作研修を完了しておくこととする。なお、本アプリの使用料は令和８年２月１日から発生するものとする。

（２）乳幼児健診デジタル問診票

乳幼児健診デジタル問診票（以下「本システム」という。）の運用開始時期は、令和８年１０月１日とする。

ただし、本システム構築については令和８年４月１日以降を開始日とし、令和８年９月３０日までに、本システム構築及び当市職員への操作研修を完了しておくこととする。なお、本システムの使用料は令和８年１０月１日から発生するものとする。

４．履行場所

各務原市内　ほか

５．業務内容

（１）母子健康手帳アプリの導入

スマートフォンアプリは iOS と Android に対応するものとし、ユーザビリティに十分配慮した、他自治体でも導入実績のあるものとする。AppStore 及び GooglePlay に登録・公開するアプリとして、運用に必要となるハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、本アプリ導入に係る費用については、受注者の負担とすること。

（２）乳幼児健診デジタル問診票の導入

市民・健診実施者・当市が乳幼児健診をペーパレスで効率的に運用できるシステムを導入すること。導入する乳幼児健診は、４か月児健康診査、１１か月児健康診査、１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査とする。なお、導入するシステムについては、先行して導入している本アプリと連動し使用できること。

（３）運用・保守支援

本アプリ及び本システムの運用に必要なサーバはデータセンターに設置し、２４時間３６５日安定稼働するものとし、これに必要となる運用環境の提供、業務期間中の維持管理等の費用については受注者の負担とすること。

６．業務委託料

「（別紙）内訳書」に記載のとおり

７．契約代金の支払方法及び期間

（１）母子健康手帳アプリ

① 母子健康手帳アプリ導入費用については、業務完了後一括払いとする。なお、令和８年３月末までに完了届を提出することとする。完了届を受理した日から１０日以内に検査をし、当該検査後、適法の請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

② 母子健康手帳アプリ使用料については、月額で均等払いとする。適法の請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（２）乳幼児健診デジタル問診票

① 乳幼児健診デジタル問診票導入費用については、業務完了後一括払いとする。なお、令和９年３月末までに完了届を提出することとする。完了届を受理した日から１０日以内に検査をし、当該検査後、適法の請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

② 乳幼児健診デジタル問診票使用料については、月額で均等払いとする。適法の請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする

８．導入要件

（１）アプリ等の対応 OS

iOS、Android の最新 OS 含む２世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。なお、アプリ導入後のサポートを継続する OS バージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うこと。なお、当市が利用するツールは、Windows 及び Mac に対応し、Google Chrome の最新バージョンでの動作を保証すること。

（２）運用保守の効率化

本アプリ及び本システムの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを導入すること。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り当市で行うことができるシステムを導入すること。

（３）サービス提供方式

データセンター等でアプリケーションサービスを提供することとし、当市のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理すること。なお、データセンターの要件は
「１２．情報セキュリティ要件・データセンター要件」を参照すること。

（４）機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成及び機器の性能は、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を当市に提出し、承認を得ること。

（５）テスト要件

受注者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、本アプリ及び本システム運用開始前までに当市の承認を得ること。なお、テスト環境については、受注者が用意すること。

（６）アプリの登録

受注者は、開発したアプリを iOS は AppStore、Android は GooglePlay から入手できるよう、アカウント・ライセンス取得等の手続き又は手続きの支援を行うこと。また、アプリは二次元コード等からもダウンロードすることができるようにすること。

（７）研修

受注者は、当市が用意する施設で当市職員及び健診実施者を対象に、本アプリ及び本システムの運用及び操作方法の習得を目的とした研修を実施すること。研修用端末及び研修会場等は当市で用意する。また、受注者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷して提出すること。なお、研修実施回数、受講者数、印刷部数については当市と協議を行うこと。

９．母子健康手帳アプリ機能要件

（１）アプリ構成・デザイン性

- 基本機能を利用しやすく、わかりやすい分類や配置となること。
- 利用者に当市のサービスであることが伝わる機能を備えていること。
- 利用者にサービスの更新情報がわかりやすく伝わる機能を備えていること。

（２）成長記録機能

- 厚生労働省が定める母子健康手帳の省令様式に対応し、妊娠の経過から子どもの成長までわかりやすく記録ができること。
- 子どもの身長・体重のデータが記録でき、自動でグラフが作成できること。
- 複数の子どもの成長記録に対応できること。

（３）予防接種スケジュール管理機能

- 法令等で決められた接種間隔にて実用的なスケジュールが提案され、接種実績に応じて調整されること。また、法令改正等は、速やかに対応すること。
- 接種開始時期や接種途中の実績により接種回数や時期が変化するワクチンにも対応し、標準的な接種期間を超過する等、法令等に定められた条件から外れる場合は、適正に処理されること。
- 任意ワクチンの接種希望に応じたスケジュールが提案されること。
- ロタ、HPV など、複数種類のワクチンがある場合は選択できること。
- プッシュまたはリマインド通知等を用い、接種忘れを防止する機能を備えること。

（４）情報配信機能

- 利用者が当市から配信された情報を閲覧でき、利用者が情報を必要とするタイミングで配信をすることができる機能を有していること。
- お知らせの公開日時やプッシュ通知の日時設定ができること。
- お知らせを配信する対象者を絞り込みできる機能を備えていること。
-

（５）子育て支援機能

- 妊娠期・子育て期それぞれの時期に応じて、健診等の必要なスケジュール管理ができること。
- 子育てに関する知識を取得するために当市が保有するコンテンツ等の配信ができること。
- 当市が指定する子育て支援関連施設の情報を地図も含め閲覧できること。

（６）オンライン予約機能

- 当市が実施する各種健診・教室・講座等の予約及びキャンセルができること。

（７）オンライン相談機能

- 本アプリからオンライン相談が実施できること。

（８）利用者情報登録機能

- 複数のログイン方法（メールアドレス、GoogleID、Facebook、AppleID 等）から選択し、アカウントの登録ができ、登録された情報をバックアップし、復旧できること。

（９）アンケート機能

- 本アプリからアンケートを実施できること。

（１０）多言語対応

- 英語を始め、その他外国語に表記できること。

（１１）管理者ツール機能

- 専門知識を必要とせず、運用の手間を簡素化する工夫を備えていること。
- アプリの登録者数や利用状況等の集計ができるとともに、当市が実施する子育て関連の届出や相談等の予約を受付・管理する機能があること。
- 管理画面については、当市職員が所有する端末のブラウザからもアクセスできること。

１０．乳幼児健診デジタル問診票機能要件

（１）市民向けツール

- 本システム上で乳幼児健診ごとに問診票に回答し、回答結果の確認ができること。
- 市民は、自治体が発行する二次元コード等を読み取ることによりアカウントを登録できること。
- 問診票を事前提出できること。
- 健診後に記録された健診結果を確認できること。
- 英語を始め、その他外国語に表記できること。

（２）自治体向けツール

- 新規登録において、健診対象者を CSV で一括登録できること。
- 健診対象者の閲覧ができること。
- 乳幼児健診ごとに任意の問診票、健診項目を設定できること。
- 自治体から健診対象者に、個人識別を行う為の二次元コード等が発行できること。
- 健診対象者に対し、案内用紙が印刷できること。
- 健診結果のうち、当市の健康管理システムに対応した項目を CSV ファイルで出力できること。なお、出力する項目は協議の上決定する。

（３）健診実施者向けツール

- インターネットにアクセスできる端末から利用できること。
- 市民から提出された問診票が確認できるとともに、市民の受付ができること。
- 提出された問診票に健診結果が入力できること。
- 入力した健診結果を紙資料等で出力できること。

１１．保守・運用支援要件

（１）運用・保守管理

本アプリ及び本システムの運用開始から業務履行期間終了までの間、本アプリ及び本システムの運用保守管理を行い、当市と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

（２）アプリ等の運用管理

当市からの依頼や問い合わせに適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。本アプリ及び本システムが安定稼働するまでは、迅速に対応できる体制を整えること。また、運用の安定化・効率化につながる事項については、当市への積極的な提案を行うよう努めること。なお、問い合わせの対応時間は、平日午前９時から午後５時３０分の間とする。

（３）障害等への対応

利用者に影響を与える障害発生時においては、速やかに対応するとともに、当市へ初動対応について報告を行うこと。また、回復予定時間や対応方法等について、当市へ通知すること。障害復旧後には、原因の分析と再発防止策を当市へ報告すること。

（４）バックアップ

システム、管理者ツールのデータ、アプリ登録データ等のバックアップは、本アプリ及び本システムの利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、当市の承認を得ること。

（５）脆弱性対応

受注者は、技術的脆弱性対応を適切に行うこと。その際、パッチの適用、設定の修正等により、OS 等を停止又は再起動が必要になるなど、利用者に影響が出る場合は、利用者に周知するための文案を当市に示し、承認を得たうえで、対応を進めること。

（６）アプリ・システム等のアップデート

受注者は、OS（iOS、Android）及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS 及びブラウザのバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS 等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を当市に示し、承認を得たうえで、対応を進めること。

（７）運営・管理支援

本アプリ及び本システムの運営・管理においては、機能等の利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。また、データ変更・作成支援・管理者ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、当市職員が管理者ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業を受注者が行うものとする。

（８）導入支援

受注者は、本アプリ及び本システムの周知を図るための啓発用チラシ及び啓発用ポスターをデザインし作成すること。なお、印刷枚数は当市と協議し納品すること。

受注者は、本システムの周知を図るため、市民がアカウント登録から問診票の提出まで操作方法を分かりやすく記載した啓発用チラシをデザインし作成すること。なお、印刷枚数は当市と協議し納品すること。

（９）その他

本アプリ及び本システムの提供機能について、法令改正等があれば速やかに対応すること。また、保守等のために必要な計画停止を行う場合は、発注者と事前に協議し実施すること。

将来的には本アプリを活用した「小児予防接種業務のデジタル化」、「Public Medical Hub の利用」を見据えており、導入の際には、十分な支援体制を構築すること。

今後、こども家庭庁が策定する「電子版母子健康手帳ガイドライン」にアプリが対応すること。

１２．情報セキュリティ要件・データセンター要件

（１）情報セキュリティ要件

① 個人情報の保護について、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。
- ウイルス及び不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと。
- システム等へのアクセス記録・ログ等を適切に管理し、サーバソフトウェア・システム・DB 等への不正アクセス等の状況を適切に確認すること。
- 利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴、その他個人情報はアプリでは収集しないこと。

② 個人情報やその他情報資産を適切に管理する体制になっていること。

③ 利用者端末とサーバとの通信が暗号化されていること。

（２）データセンター要件

① 利用者のデータを預けるデータセンターは、国内にサーバを設置していること。

② 火災や地震、停電、漏水、落雷対策及び耐震への対策がされていること。

③ ２４時間３６５日電源の安定供給が可能であること。

④　ログインの履歴を確認できること。

２４時間３６５日の有人監視体制で入退室管理がされていること。

１３．成果品等

委託業務内容に関する成果品等を各務原市こども家庭センター

（各務原市那加桜町 1-69　各務原市役所１階）へ、下記の提出期限までに提出すること。

No.	成果品	提出期限	備考
1	業務実施計画書	・母子健康手帳アプリ：契約締結後速やかに ・乳幼児健診デジタル問診票：令和８年４月１日まで	作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制及び連絡網等を含む。なお、母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票ごとに提出必要
2	テスト計画、実施要領及び実施結果	テスト実施後速やかに各運用開始時まで	母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票ごとに提出必要
3	システム操作及び管理者用マニュアル	各研修会実施前まで	母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票ごとに提出必要
4	打合せの議事録等	各運用開始時まで	母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票ごとに提出必要
5	啓発用チラシ	・母子健康手帳アプリ：令和８年１月下旬 ・乳幼児健診デジタル問診票：令和８年９月下旬	母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票ごとに提出必要
6	啓発用ポスター	令和８年１月下旬	母子健康手帳アプリのみ提出必要
7	システム一式	各運用開始時まで	母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票が利用できる状態をもって納品とみなす
8	完了届	・母子健康手帳アプリ：令和８年３月末まで ・乳幼児健診デジタル問診票：令和９年３月末まで	母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票ごとに提出必要
9	緊急連絡体制図	各運用開始時まで	母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票ごとに提出必要

１４．妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報

がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

（２）受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

１５．その他留意事項

（１）セキュリティポリシー及び法令遵守

① 当市が保有する情報資産全てに対し、高度な安全性を確保するために、「情報セキュリティポリシー」を制定しているため、本業務の遂行に当たっては、「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

② 業務を実施するに当たり必要な法令は遵守すること。

（２）本業務の実施に当たり、業務上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、当市の同意なくして第三者に漏えい又は開示してはならない。なお、業務終了後にあっても同様とする。

（３）受注者は、事前に当市の書面による承諾を得ることなく、本事業の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

（４）受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は、再委託の相手方に対して、本事業の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約に置いてその旨を定めること。

（５）受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めること。また、受注者は、当市が本事業の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について当市に対し報告し、また当市が自ら確認することに協力すること。

（６）履行にあたり、受注者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受注者の責任において処理すること。

（７）受注者が作成した本アプリ及び本システムのコンテンツ等に関する著作権は、受注者が有するものとすること。

（８）受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

（９）本アプリ及び本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ当市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受注者は、当市及び当市から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。

（１０）本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、当市と協議の上決定すること。